

フォークリフトによる死亡災害を防止しましょう

フォークリフトは、様々な場面で使用される便利な道具ですが、**重篤な災害を引き起こしうる機械**です。全国では、フォークリフトに起因する労働災害により、毎年数十名が命を落とし、**長野県内でも死亡災害が後を絶ちません。**

法定の有資格者による運転、特定自主検査等の法定検査・点検の実施、用途外使用（フォーク上での作業等）の禁止、人との接触防止措置を講じるなど基本的な事項を守り、安全な使用をお願いします。

以下に紹介する長野県内での死亡災害事例も参照いただき、**フォークリフトによる重篤災害を撲滅しましょう！**

長野労働局
関係ページ



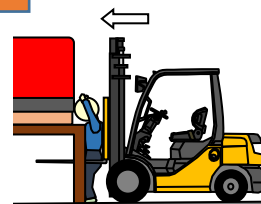
パターン1 エンジン不停止、ブレーキや輪止め未実施による不意の作動

運転席を離れたり、運転席から身を乗り出す時などは、必ずエンジンを止め、ブレーキや歯止め（車輪止め）等の逸走防止措置を講じてください。

また、フォークを一番下まで降ろしてください。

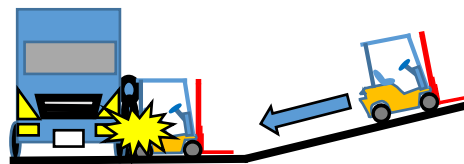
事例1 エンジンを止めていない車両に挟まれる（2022年）

被災者は、倉庫（商品保管庫）内において1人で作業を行っているときに、フォークリフトのバックレストと金属製の棚の間に挟まれ、死亡した。被災者が発見された際に、フォークリフトはエンジンがかかった状態であった。



事例2 無人のフォークリフトが後進し、挟まれる（2021年）

県外運送業者の労働者がフォークリフトを用いて荷の搬入を行った後、フォークリフトを傾斜路に停止させ、トラックの荷台をたたむ作業を行っていたところ、停止していた無人のフォークリフトが後退し、フォークリフトとトラックの間にはさまれ、死亡した。



※無人車両の逸走による死亡災害は、フォークリフト以外にもトラック等でも続発しています！

事例3 エンジンを止めていない車両に挟まれる（2018年）

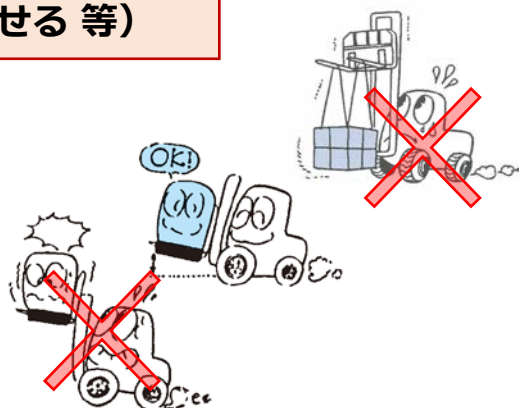
原動機を停止せずにフォークリフトのマスト部の修理作業中、身体が操作レバーに触れ、後傾したマストとヘッドガードの間に頭部をはさまれ、死亡した

パターン2 用途外使用（荷のつり上げ、人を載せる等）

用途外使用は、原則禁止されています。

事例4 荷をつり下げ走行（2018年）

フレキシブルコンテナバックの紐をフォークリフトの爪に掛けてつり下げ、後進走行で運搬作業中、傾斜道でバランスを崩してフォークリフトが横転し、横転したフォークリフトにはさまれ、死亡した。



事例5 フォーク上に人が乗車（2017年）

運転席が上下するフォークリフトを用いて、高さ3m近くの商品を棚から取り出す際、運転席とフォーク・パレットを上昇させ、パレット等の上で作業をしていたところ、高さ約2.5mからコンクリート地面へ墜落した。パレットに手すりはなく、フォークリフトに常備された安全带と保護帽は着用していなかった。



【パターン3】人との接触

フォークリフトと人との通路は別にしてください。歩行者通路との共用部分は、徐行の徹底や警報装置の設置等を行ってください。

事例6 構内通路上で人と接触（2017年）

被災者は、顧客事業場構内において、事務所から製品置き場に行くため通る必要のある通路を歩行中、後方から走行してきたフォークリフトに轢かれた。災害発生場所の直線通路（幅4.6m）は、端にブロック片が無造作に置かれて中央寄りを歩行せざるを得ず、また、機械の騒音が大きく、粉じんも立ち込め視界が悪かった。

【パターン4】走行時の横転

フォークリフトは重心が不安定です。急旋回や急な坂での旋回も厳禁です。

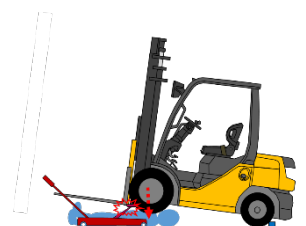
事例7 段差に乗り上げる（2010年）

被災者は、事業場内でフォークリフトを運行中、右前輪タイヤが運行経路途上にあった段差に乗り上げ、フォークリフトが横転、下敷きとなり死亡した。

その他のパターン

事例8 ジャッキアップしていた車体が降下し、下敷き（2022年）

被災者は、油圧式フロアジャッキを用いて、フォークリフトマストの下部のみをジャッキアップポイントとしてフォークリフト前方を持ち上げ、車体の下に潜り込んで車体の点検整備を実施中、車体が降下して下敷きになった。なお、同事業場では、フォークリフトの点検整備はほとんど行ったことがなかった。



事例9 排気ガスにより一酸化炭素中毒（2017年）

倉庫内（気積約240m³）において、出入口を占めた状態で、エンジンのかかったフォークリフトの傍らで意識不明で倒れている被災者が発見され、病院へ搬送されたものの、翌日、一酸化炭素中毒により死亡した。

事例10 荷が転がり落ち、共同作業者に激突（2022年）

買付先の作業員がフォークリフトにより、4tトラックの鳥居部と荷台後方の架台とに渡す形で積載した竹の束の上に、長さ約8mの竹の束（重さ約50kg）を重ねて置こうとしたが、そこから滑り落ち、側面のあおり上にいた被災者に激突。被災者は転落し、あおり上端より約1m低位のコンクリートブロックに後頭部を打った。保護帽は未着用。

